

令和5年第3回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議会事務局長 皆さん、おはようございます。議会事務局長の樫野です。会議に先立ちまして、招集者の遠藤町長よりご挨拶があります。

町長 （議会招集にあたりあいさつ）

議会事務局長 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっております。年長の四戸正彦議員にお願いします。四戸議員、議長席にお着き願います。

四戸臨時議長 皆さん改めておはようございます。只今、紹介されました四戸です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

只今から、令和5年第3回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。只今の出席議員は10名で会議は成立します。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は只今ご着席の議席といたします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議事堂の出入口を閉めます。只今の出席議員は10名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に萱野久彦議員、崎廣秀樹議員を指名します。投票用紙を配布します。投票用紙の配布もれはございませんか。

（なしの声）

配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長が議員の自席に投票箱を持参しますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

（投票）

投票もれはございませんか。

（なしの声）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。これより開票を行います。萱野議員と崎廣議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。投票数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票10票です。有効投票のうち、高山修君6票。千葉良則君4票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、高山修君が議長に当選されました。議事堂の出入口を開きます。只今、議長に当選されました高山修君が議事堂にいらっしゃいますので、

本席から会議規則第32条2項の規定により、当選の告知をいたします。議長に当選されました高山修君から発言を求められておりますので、これを許します。

高山議長 (議長就任あいさつ)

四戸臨時議長 これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力大変ありがとうございました。議長、議長席にお着きをお願いいたします。

高山議長 日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。今臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。

日程第4、諸般の報告を行います。監査委員より、令和5年2月分及び3月分の出納検査の結果報告があり、その報告書をお手元に配付しております。次に、教育委員会より令和3年度平取町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付してございます。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しております。次に、郵送による陳情等及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおり報告をいたします。以上で諸般の報告を終わります。

日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。只今の出席議員は10名です。次に、立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に木村英彦議員と金谷満議員を指名します。投票用紙を配布します。投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声)

配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長が議員の自席に投票箱を持参しますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

投票もれはありませんか。

(なしの声)

投票もれなしと認めます。これより開票を行います。木村議員と金谷議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票10票、有効投票のうち、四戸正彦君7票、井澤敏郎君3票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は

3票です。したがって、四戸正彦君が副議長に当選されました。議事堂の出入口を開きます。只今、副議長に当選されました四戸正彦君が議事堂にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。副議長に当選された四戸君から発言を求められておりますので、これを許します。四戸議員。

四戸副議長
長

(副議長就任あいさつ)

高山議長

日程第6、議席の指定を行います。議席については、議会の運営に関する基準11の規定により、一般選挙後最初の会議において、議長、副議長の選任後、あらかじめくじで定めて、議長が指定することになっています。これからくじを行います。同じく基準12の規定により、議長の議席は最終番、副議長の議席は最終2番とするとしておりますので、議長、副議長は、くじに加わらないこととなります。ご了解をお願いいたします。それではくじを行いますので、暫時休憩とします。

(休憩 午前 9時57分)

(再開 午前10時03分)

議席の抽選結果について事務局長に報告させます。

議会事務局長

それではご報告いたします。くじの結果です。1番井澤敏郎議員、2番中川嘉久議員、3番松澤以久子議員、4番木村英彦議員、5番金谷満議員、6番崎廣秀樹議員、7番萱野久彦議員、8番千葉良則議員、9番四戸正彦議員、10番高山修議員。以上です。

高山議長

只今、事務局長からの報告のとおり、議席を指定します。議席が決まりましたのでそれぞれ指定の議席にお着きいただきしたいと思います。暫時休憩します。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時06分)

再開します。日程第7、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則122条の規定により、議長において、1番井澤敏郎議員と2番中川嘉久議員を指名します。

日程第8、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき、議長が指名推選することとなっています。選考委員については、先例により、5名とし、議長の指名推選により選出することとなっています。今回の選考委員5名に

については、議長の指名推薦により選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、常任委員の選任については、選考委員5名を議長において指名し、その委員で構成される選考委員会において、選考することに決定しました。それでは、選考委員を指名したいと思います。9番四戸議員、3番松澤議員、2番中川議員、8番千葉議員、4番木村議員。以上の5名を指名いたします。休憩いたします。休憩中、直ちに選考委員会を正副議長室で開催し、各常任委員の選考をお願いいたします。休憩します。

(休憩 午前10時09分)

(再開 午前10時23分)

再開いたします。常任委員の選考結果を選考委員長より、報告をお願いしたいと思います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

互選により選考委員長となりました松澤です。先ほど開催されました各常任委員の選考結果についてご報告いたします。総務文教常任委員、井澤議員、金谷議員、崎廣議員、千葉議員、高山議員。産業厚生常任委員、中川議員、松澤、木村議員、四戸議員、萱野議員。議会広報広聴常任委員、平取町議会委員会条例第2条により9名となっているところ、議会の運営に関する基準111先例2により、議長を除く全議員とする。以上のとおり選考結果をご報告いたしますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

只今、選考委員長より報告がありましたとおりに、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、常任委員は只今指名したとおりに選任することに決定いたしました。ここで、議会の運営に関する基準107により、議長は、常任委員を辞任することにいたしたく同意をお願いします。地方自治法第117条の規定により、議長は除斥されるため、退場して、副議長と交代いたします。

9番
四戸副議長

只今、総務文教常任委員会に選任されました、高山議長から常任委員を辞任したい旨の申し入れがありました。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の場合における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として、所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもあり、総務文教常任委員を辞任したいとするものです。辞任について許可する

ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議長の総務文教常任委員の辞任については許可することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時28分)

高山議長

再開いたします。只今の辞任により、総務文教常任委員会が1名欠員となりました。お諮りします。この欠員について、再度選考委員会を開催し、補充したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、常任委員選考と同じ選考委員により再度の選考をお願いいたします。休憩いたします。休憩中に選考をお願いします。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時32分)

再開いたします。それでは、休憩中の間の選考委員会の決定について報告をお願いしたいと思います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

先ほど開催されました各常任委員の選考結果についてご報告いたします。総務文教常任委員に四戸議員を選考いたしました。以上のおり選考結果をご報告いたしますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

高山議長

只今、選考委員長からご報告がありましたけれども、この内容について異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がなければ選考委員会の通り追認します。それでは、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。休憩いたします。休憩中に順次、各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。正副議長室において、はじめに総務文教常任委員会、次に産業厚生常任委員会、次に議員控室において、議会広報広聴常任委員会の順で直ちに開催してください。休憩に入ります。50分まで休憩します。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時51分)

それでは再開いたします。休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので、報告いたします。総務文教常任委員会委員長、井澤議員。副委員長、崎廣議員。産業厚生常任委員会委員長、中川議員。副委員長、萱野議員。議会広報広聴常任委員会委員長、松澤議員。副委員長、中川議員。以上のとおり互選されました。よろしくお願いをいたします。

日程第9、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員会は議会運営等の全般について協議し、議長の諮問事項も審議する委員会です。委員会の構成については、議会の運営に関する基準138により、議長は委員にならないこととし、副議長、各常任委員長、及び一般議員合わせて5名となっています。また、選任については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき、議長が指名推選することとなっています。選考委員については、先例により5名とし、議長の指名推選により選出することとなっています。今回の選考委員5名については、議長の指名推選により選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任については、選考委員5名を議長において指名し、その委員により構成される選考委員会において選考することといたします。それでは、先ほど選考委員会として対応していただいている5名をお願いしたいと思います。四戸議員、松澤議員、中川議員、千葉議員、木村議員ということにいたしますので、よろしくお願いをいたします。休憩いたします。休憩中直ちに選考委員会を開催してください。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前10時59分)

それでは、再開いたします。議会運営委員の選考結果を選考委員長より報告してください。3番松澤議員。

3番
松澤議員

互選により選考委員長となりました松澤です。先ほど開催されました議会運営委員の選考結果についてご報告いたします。議会の運営に関する基準138先例1により、議会運営委員の構成は副議長、各常任委員長、一般議員合わせて5名となっていることを踏まえ、以下のとおり選考いたしました。井澤議員、中川議員、松澤、木村議員、四戸議員。以上のとおり選考結果をご報告しますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

只今、選考委員長から報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、議長の指名のとおり選任することに決定いたしました。議会運営委員会の委員長、副委員長は、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっています。休憩します。休憩中直ちに正副議長室で議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

(休憩 午前11時01分)

(再開 午前11時04分)

再開いたします。休憩中に開催された議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告します。議会運営委員会委員長には、松澤以久子議員、副委員長には、木村英彦議員、以上のとおり互選されました。よろしくをお願いいたします。休憩します。休憩中に、議員全員協議会と議会運営委員会の開催をお願いします。全員協議会は議員控室で行います。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時34分)

再開に先立ちまして、令和5年4月1日に就任した松田教育長からご挨拶がありますので、よろしくお願いいたします。教育長。

教育長

(教育長就任のあいさつ)

高山議長

再開いたします。日程第10、選挙第3号、胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。それでは、指名します。胆振東部日高西部衛生組合議会議員には、千葉議員、崎廣議員の2名を指名いたします。お諮りします。只今、議長が指名しました、千葉議員、崎廣議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、只今、指名しました千葉議員、崎廣議員が

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選されました。只今、当選されました千葉議員、崎廣議員が議事堂にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第11、選挙第4号、日高西部消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。それでは指名いたします。日高西部消防組合議会議員には、四戸議員、萱野議員、松澤議員の3名を指名します。お諮りします。只今、議長が指名した四戸議員、萱野議員、松澤議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、四戸議員、萱野議員、松澤議員が日高西部消防組合議会議員に当選されました。只今、当選されました3議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第12、選挙第5号、平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。それでは指名いたします。平取町外2町衛生施設組合議会議員には、中川議員、井澤議員、金谷議員の3名を指名します。お諮りします。只今、議長が指名した3議員が当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。只今、指名した中川議員、井澤議員、金谷議員が平取町外2町衛生施設組合議会議員に当選されました。只今、当選された3議員が議事堂にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第13、議案第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。千葉

議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、一時ご退場願います。議案第1号について提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、監査委員の選任についてを説明させていただきます。地方自治法第196条第1項及び平取町監査委員条例第2条の規定によりまして、次の方を選任いたしたいので同意を求めるものでございます。選任する方は住所、沙流郡平取町振内町27番地18、氏名、千葉良則氏でございます。生年月日、昭和28年8月6日、69歳でございます。次のページをお開きください。履歴概要でございます。主な公職歴でございますけれども、平成15年5月1日に平取町議会議員になられまして、平成27年5月8日副議長、令和元年5月9日に議長となっております。千葉良則氏は人格が高潔でございまして、自治体の財務管理、事業の経営管理、その他行政制度等にすぐれた見識を有する方で適任者と判断しておりますので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

高山議長

お諮りします。本件に対する質疑・討論を省略し、採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。千葉議員を監査委員として選任することについて、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、議案第1号、監査委員の選任については、同意することに決定しました。それでは、ここで休憩を取りたいと思えます。午後1時再開ということで、よろしくお願いをしたいと思えます。休憩します。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午前12時58分)

皆さん揃っておりますので、只今から再開をしたいと思います。

日程第14、報告第1号、専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。平取町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めます。次のページをご覧ください。令和5年専決処分第1号、平取町税条例等の一部改正につきまして、令和5年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び省令等が令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、これにより、地方税条例においても改正の必要が生じたことで、平取町税条例等の一部を改正するものでございます。まず、内容の説明に当たりまして、改正箇所が多岐にわたりますので、条例の趣旨に直接影響のないもの、法令の改正に合わせた字句の整理、条項のずれ等の修正については、説明を省略させていただきたいと思っております。では、本日お配りしました、平取町税条例等の一部を改正する条例改正概要により、主な改正点を説明させていただきたいと思っております。まず一つ目は、令和6年度から導入される森林環境税についての改正でございます。この森林環境税は、温室効果ガスの削減と災害防止を図ることを目的とした森林整備などの地方財源確保のため、町道民税の均等割に合わせて年間1000円を賦課徴収する国税となっております。この徴収と通知の方法、それに還付と充当など、取扱い方法を町道民税と同様にする改正でございます。次二つ目は、軽自動車税種別割の税率種別の決定でございます。昨年、道路交通法の改正により、一部の電動キックボード等が新たに特定小型原動機付自転車と定義されまして、その税区分を年額2000円とする改定でございます。次に三つ目のその他の改定として、まず、①給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化であります。これは、給与所得者が扶養親族申告書の記載にあたり、前年と移動がない場合は、記載を簡素化できるというものでございます。次に②の肉用牛の売却事業所得の課税特例措置ですが、こちらについては、現行の特例措置の期限を令和9年度まで3年間延長するものでございます。次に③軽自動車税のグリーン化特例ですが、こちらは減税75%の特例措置を令和8年3月までの登録を対象として、3年間延長するものでございます。なお資料のほうに記載はございませんが、25%減税の特例措置についても、商用車のみ令和7年3月までとして2年間延長するものとしていることを補足させていただきます。次に④優良住宅地造成のため、土地を譲渡した場合の課税特例ですが、こちらは、現行の特例措置の期限を令和8年度まで3年間延長するものでございます。最後の⑤の長寿命化の大規模修繕が行われたマンションに対する減税措置ですが、こちらは法律にあわせて必要な申告書類等を規定するものでございます。以上が地方税法等の改正に伴う条例改正の主なものになりますが、先ほど申し上げましたとおり、改正条文ごとの詳細な説明は省略させていただきます。なお、施行日については、附則において令和5年4月1日としております。以上で平取町税条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

報告第1号、専決処分報告について説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。4番木村議員。

4 番
木村議員 説明ありました 2 の軽自動車税種別のところなのですけれども、これは新しくこの項目が用いられるということは、ナンバーがまた新しく発生するのでしょうか。まず、そこをちょっと聞きたいのですけれど。

高山議長 税務課長。

税務課長 この特定小型原動機付自転車の導入につきましては、現在の軽自動車とはまた別に新しくこれ専用のナンバーを交付する予定でございます。

高山議長 4 番木村議員。

4 番
木村議員 それで、ナンバーについてなのですが、今、各市町村でこのナンバーを新しくその市町村の特色を持ったナンバーというのですか、そういうのを作ってるところがあるのです。それで、これ前々からうちもどうかと思ってたのですけれど、ただ、いま現行もあるナンバーをそれを変えていくというのはなかなか難しいかなというのは思ってたので、要するに新しく、また違う種類のナンバーがまたこれ 1 番から発生するということだと思いますので、そういう場合は、できれば平取町のナンバーというか、何かすずらんの花がナンバーに入ってるのか、そういうようなナンバーに出来ないかどうか、ちょっとそこを打ち合わせしたほうがいいのではないかなと思うのですけれど、どうでしょうか。

高山議長 税務課長。

税務課長 まずこの特定小型原動機付自転車のナンバーにつきましては、法律改正の 3 月に全国的なナンバー発注の取りまとめがございまして、各自治体は、7 月の法施行にあわせて大至急、数量確保しなければならないという状況にございました。それで当町はこれにあたって、30 個現在発注しているわけでございますけれども、現時点で確認している状況としましては、全国から大量に発注があるため、7 月までに納品が間に合うかどうか微妙な状況であると聞いてございます。このこともございまして、7 月になって交付するナンバーがないという状況にならないよう、まずは数量の確保を優先させたとご理解いただければと思います。しかしながら、ご当地色の絵柄のナンバーは、町の PR として大変有効と考えるので、絵柄を入れたものが発注できるとなった段階で、木村議員に提案いただいたように、ご当地絵柄の入ったナンバーの導入を絵柄の選定もあわせて、是非、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

高山議長 ほかがございせんか。

(質疑なしの声)

それでは、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件について、報告のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第14、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第15、報告第2号、専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明いたします。議案の35ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めようとするものでございます。次のページをご覧ください。令和5年専決処分第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、令和5年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。では、専決処分の理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その施行が同年4月1日であるため、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。では本日お配りしました、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例改正概要をご覧ください。まず、1の改正の概要としまして、(A)では保険税の後期高齢者支援金の部分を20万円から22万円に引上げ、課税限度額の合計を104万円と変えるものでございます。次に(B)の①ですが、こちらは、5割減額の所得判定の基準加算額を29万円引上げ、同じく②では2割減額となる基準加算額を53万5000円に引き上げるものでございます。次に、2番の制度の内容では、改正前後の負担イメージとなっており、左側が改正前、右が改正後のイメージでございます。要旨としましては、高所得者の負担を引上げ、中間層以下が負担増加とならないよう配慮したことを示しているものでございます。説明については、議案のほうに戻らせていただきまして、議案の38ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の改正部分の、まず、第2条第3項と、第22条第1項につきましては、先ほどの資料の(A)の部分、後期高齢者支援金等課税限度額の部分でございます。こちらを20万円から22万円とするものでございます。次に、第22条第1項第2号は、39ページにかけて、またいでおりますけれども、先ほどの資料の(B)の部分、軽減措置の所得判定基準の加算額の引上げの部分でございます。28万5000円を29万円とし、3号に当たっては、52万円

を53万5000円とする改正でございます。その下の第22条の2以降につきましては、法令改正に合わせた字句と条項ずれの整理でありますので、条例の趣旨には特に影響がないため、説明を省略させていただきたいと思っております。ページ戻りまして議案の37ページをご覧ください。附則としましてこの条例の施行は、附則第1項で、令和5年4月1日からとしており、附則の第2項では、改正後のこの条例の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものとし、令和4年度分までについては、従前の例によるとするものでございます。以上で、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第15、報告第2号、専決処分報告については報告のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。現在、平取町が直面している重要課題として、アイヌ文化を活かした総合的な政策の推進及び日高山脈襟裳国立公園の国立公園化に向け、必要となる整備や関連事業との調整などがあります。これらの重要課題に有効適切に対処するため、さらには、議会活動を広く周知するため、特別委員会をそれぞれ設置し、調査等を行いたいと考えます。特別委員会は、アイヌ総合政策推進特別委員会、日高山脈襟裳国立公園化特別委員会としたいと思います。この特別委員会の設置と特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号、アイヌ総合政策推進特別委員会、日高山脈襟裳国立公園化特別委員会の設置及び特別委員の選任についてを議題とします。特別委員会の定数は議会委員会条例第5条第2項の規定により、議会の議決で定めることとなっております。また、委員の選出方法については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき議長が指名推選することとなっております。お諮りします。日高山脈襟裳国立公園化特別委員会については、令和4年3月の特別委員会設置時に、議員全員で構成する特別委員会とすることで決定しております。設置時の趣旨に基づき、日高山脈襟

裳国立公園化特別委員会については、議員全員で構成することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、日高山脈襟裳国立公園化特別委員会については、議員全員で構成することに決定いたしました。アイヌ総合政策推進特別委員会の構成については、議会の運営に関する基準111先例1に基づき、5名としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、アイヌ総合政策推進特別委員は5名とすることに決定しました。特別委員の選任については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき、議長が指名推選することとなっています。選考委員につきましては、先例により5名とし、議長の指名推選により選出することとなっています。今回の選考委員5名については、議長の指名推選により選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、アイヌ総合政策推進特別委員会の選任については、選考委員5名を議長において指名し、その委員により構成される選考委員会において、選考することに決定いたしました。選考委員としては、四戸議員、松澤議員、中川議員、木村議員、千葉議員の5名を指名いたします。休憩いたします。休憩中、直ちに選考委員会を正副議長室で開催し、アイヌ総合政策推進特別委員の選考をお願いいたします。

(休憩 午前13時18分)

(再開 午前13時22分)

再開いたします。アイヌ総合政策推進特別委員の選考結果を選考委員長より報告をお願いします。3番松澤議員。

3番松澤議員

互選により選考委員長となりました松澤です。先ほど開催されました特別委員の選考結果についてご報告いたします。アイヌ総合政策推進特別委員。井澤議員、松澤、木村議員、金谷議員、萱野議員。以上のおり選考結果をご報告しますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

只今、選考委員長よりご報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、只今、指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。特別委員会の委員長、副委員長は、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

休憩します。休憩中に順次、各特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。はじめに、議員控室において、日高山脈襟裳国立公園化特別委員会、次に正副議長室において、アイヌ総合政策推進特別委員会の順で、直ちに開催してください。

(休憩 午前13時24分)

(再開 午前13時28分)

それでは再開いたします。休憩中に開催された各特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告いたします。まず、アイヌ総合政策推進特別委員会、委員長、金谷議員。副委員長、萱野議員。続いて、日高山脈襟裳国立公園化特別委員会。委員長、木村議員。副委員長、中川議員。以上のおおりに互選されました。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

お諮りします。承認第1号、各委員会の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって承認第1号、各委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2、承認第1号、各委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等を閉会中に継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配付したとおりです。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査を実施することに決定いたしました。

本日の議案の審議状況について報告いたします。選挙5件を執行しました。指定1件で決定1件。議案1件で同意1件。報告2件で承認2件。発議1件で決定1件。承認1件で決定1件となっております。以上で全日程を終了しましたので、令和5年第3回平取町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 午後13時42分)